

W T O 農業交渉議長概観ペーパーの概要

1. 導入

- ・ 本概観ペーパーは、2002 年 3 月の農業委員会特別会合で合意された作業計画に基づき、議長の責任で提出されたもの。
- ・ 本ペーパーは、農業委員会の公式・非公式の特別会合や関連する協議での作業をベースとしている。
- ・ 本ペーパーの目的は、2003 年 3 月末までに確立されるモダリティの基礎を提供するため、従来の作業の概要と結果を要約すること。
- ・ 本ペーパーの本文は、交渉の現状評価と早急に合意が必要な論点を含み、付属文書の表は、加盟国から提案されたモダリティ提案のより詳細な全体像を示すもの。本文及び付属文書のいずれも、途上国に対する特別かつ異なる待遇(S&D)や、非貿易的関心事項を反映させるための提案について、明示的あるいは非明示的に言及。
- ・ 本ペーパーは、加盟国からの提案の全てを要約することではなく、概観を提供すること。本ペーパーは、交渉の範囲や内容、結果を予断しない。

2. 概観

- ・ 2002 年 3 月の作業計画に基づく交渉の下で、加盟国は、あるべきモダリティの形について、ルールの要素を含め、網羅的かつ実質的な議論を重ねてきた。
- ・ モダリティ確立まで残り 3 ヶ月余りとなった中で、多くの提案が提出され、技術的作業も実行され、加盟国の立場が明らかとなり、関税割当運用や輸出信用等のように進展が見られる分野や合意に向けた流れが出来つつある項目も見受けられる。
- ・ しかし、実際は、次のような多くの重要な論点が残っている。
 - ア．ドーハ閣僚宣言に示された野心の水準に関する解釈について、加盟国の間で大きな相違が存在。
 - イ．多くの加盟国が 3 分野について明確なモダリティ提案を提出する一方で、これに反対する加盟国から同程度に詳細な提案が出されておらず、交渉の進展を難しくしている。

- ウ．後発開発途上国の削減約束からの除外に広範な支持はあるものの、S&Dのあり方に関する立場には差異が残存。
- エ．島嶼途上国等の多様な加盟国グループが、その関心事項に応じた多様な要求を提示。
- オ．食料安全保障、貧困緩和、農村開発、環境保全、食品安全性、動物愛護といった貿易的関心事項への配慮の程度や方法についても立場の違いが存在。
- ・ 農業交渉自体が 2003 年 3 月で完結するわけではなく、当面は主要な論点に集中することが必要。

3．市場アクセス

(1) 関税

- ・ 関税引下げ方式として、スイス・フォーミュラと UR 方式の双方に幅広い支持が存在。
- ・ 交渉の進展のためには、非貿易的関心事項を反映させるための柔軟性を確保するためスイス・フォーミュラに修正を加える方法、UR方式に基づく具体的な削減率等の提示や同方式で関税のハーモナイゼーション等を達成する方法、2つの方式の組合せや第3の方式の模索、について検討することが必要。
- ・ 関税の形式についても、従価税のみに統一するか、若しくは従価税及び従量税のみを認めるかという問題が存在。

(2) 関税割当

アクセス数量

- ・ 多くの加盟国は、アクセス数量の拡大が市場アクセス改善に不可欠と主張。この問題は、関税削減幅の問題と不可分。拡大方法としては、現行アクセス数量の一定割合を拡大、国内消費量の一定割合を現行アクセス数量に上乗せ、国内消費量の一定割合まで拡大、の選択肢が存在。
- ・ ミニマム・アクセス数量を最新の国内消費量に基づいて算定し、関税化の遅れに伴う加重アクセス数量を解消するとの提案もある。

枠内税率

- ・ 枠内税率の撤廃、枠外税率と同様の方式による削減、又は枠内税

率は引き下げないといった意見が存在。

(3) 関税割当運用

- ・ 関税割当運用の改善に対しては広範な支持。更なる技術的検討が必要。

(4) 特別セーフガード

- ・ 現行の特別セーフガードを撤廃すべきかとの論点があり、仮に撤廃する場合には、その期限や先進国のみ撤廃するのかという論点が存在。
- ・ 現行措置を存続させる場合には、対象品目や対象国の範囲、途上国に限定した新たなセーフガードや相殺措置の創設、季節性があり腐敗し易い農産物のための新たなセーフガードの創設等が論点。

(5) 輸入国家貿易企業

- ・ 透明性の向上や通報要件の強化、貿易の独占権等について既存ルールへの追加的な規律の必要性等について、更なる技術的検討が必要。

(6) その他の市場アクセス問題

特恵措置

- ・ 一部の国は特恵措置の必要性を主張し、特恵措置の譲許を含む種々の提案を提示。

その他の問題

- ・ 一部の加盟国は、地理的表示、食品安全性、ラベリング等について提案しているものの、他の加盟国は、これらの課題は農業交渉の対象外と主張。

4. 輸出競争

(1) 輸出補助金

- ・ 削減幅の大きさ(50 %の前払いを含む撤廃か、UR 方式による削減か)、実施期間、S&D のあり方が主要な論点。

(2) 輸出信用

- ・ 公的輸出信用に対する強化された規律の確立には概ね一致。具体的な規律のあり方については、ルール・アプローチと削減アプローチが提示され、更なる技術的検討が必要。

(3) 食料援助

- ・ WTO が「真の食料援助」を阻害すべきでないこと、WTO 規律で、食料援助による余剰処理や輸出補助金約束の迂回を回避べきことについては概ね一致。
- ・ 「真の食料援助」の定義、食料援助の完全無償化、価格高騰時における援助数量確保の約束、援助食料の再輸出の禁止、国際食料備蓄構想、追加的な透明性要件が残された論点。
- ・ 新たな規律に沿わない食料援助について、輸出補助金約束又は輸出信用規律の対象とするか、禁止するか、についても議論が必要。

(4) 輸出国貿易企業

- ・ 透明性や通報義務の強化、排他的権利や価格プール等に対する追加的な規律の必要性について、更なる技術的検討が必要。

(5) 輸出制限

- ・ 一部の加盟国は、輸出制限及び特に輸出税は農業交渉の対象外と主張し、タリフ・エスカレーションへの対抗措置や貴重な収入源として正当化する一方で、他国は農業協定 12 条の強化を主張。
- ・ 更に、輸出制限を禁止するか、輸出制限を輸出税化し譲許・削減約束を課すか、輸出税を禁止するか、その場合の途上国への適用をどうするか、といった論点が存在。

5. 国内支持

- ・ 国内支持規律の基本的構造について、現状を維持すべきという意見と、貿易歪曲的支持とそれ以外等の形での分類の簡素化や、緑の政策に係る上限設定等による変更を求める意見とが存在。

(1) 緑の政策

- ・ 緑の政策に対する上限設定、一部の直接支払いを削減対象に移行、途上国のための付属書 2 の改善、動物愛護やその他の非貿易的関心事項に応えるための付属書 2 の改善、が主要な論点。

(2) 農業協定 6 条 2 項(途上国に対する国内支持の例外)

- ・ 本条項の維持及び機能の強化については、加盟国から広範な支持が存在。

(3) 青の政策

- ・ 青の政策の維持、撤廃、上限設定と削減、という3つの選択肢がある。

(4) 黄の政策

- ・ AMS の削減方式と目標については、実施期間初年度の50%前払いと5年間の撤廃(品目別の削減やデミニミスの撤廃を含む)、青の政策も含めた農業生産額の5%までの削減、UR方式での削減、輸出向けと国内向けの農産物毎に削減率を差別化、の4つの類型が提示。
- ・ これらの類型について、削減率、実施期間、デミニミスの扱い、品目別削減とするか否か、S&Dをどうするか、が主な論点。
- ・ AMSの計算方法を現行よりも厳格化するか否か等の論点も存在。

6. 後発開発途上国

- ・ 農業協定15条の2を踏まえ、後発開発途上国に対して削減義務を課さないことについては、多くの支持が得られた。

7. 結語

- ・ 期限内にモダリティを確立するためには、全ての加盟国に努力と柔軟性が必要。モダリティがドーハ宣言のマンデートを満たすべきことは自明であり、限られた時間を有効に活用することが不可欠。
- ・ ドーハのマンデートに沿ってモダリティに合意するために政治的・実効的な決定をすべき時期。そこに至るルールとして、3分野相互のリンクや今次交渉の包括性に鑑みれば、全てが合意されるまで特定の部分のみが合意されるということはない。

附属表（抜粋）

本表は、課題毎に、関連するモダリティの項目を第1列に示している。第2列は、必ずしもコンセンサスが得られたものではないが、既に幅広い支持があると議長が評価した項目に関して、取り敢えずの作業仮説として特定したもの。第3列には、各国から提案された具体的なモダリティを反映した作業仮説の選択肢や追加的事項を示している。作業仮説が特定されない場合、第3列には更なる約束のためのモダリティ確立のための基礎となるモダリティの選択肢が示されている。

関税

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
対象産品	農業協定附属書一に掲げられたもの	(各国提案を列挙)
基準となる水準	すべての農産品タリフラインは、各国譲許表第一部に示された最終譲許税率から削減	(同上)
更なる約束の方式 / 対象、実施期間、段取り		(同上)

関税割当

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
更なる約束のための基準	枠内税率及び関税割当量についての更なる約束のための基準は、各国約束表に示された最終譲許水準	(各国提案を列挙)
関税割当量	譲許された関税割当量は拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定基準として最新の国内消費量を使用 ・ 関税化の遅れに伴う加重分の解消 (その他の国の提案の列挙)
枠内税率		(各国提案を列挙)
S & D		(同上)

特別セーフガード

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
農業協定 5 条		(各国提案を列挙)
その他の措置		(同上)
S & D		(同上)

輸入国家貿易企業

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
特定の規律		(各国提案を列挙)
透明性 / 通報要件	透明性を向上	(同上)

輸出補助金

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
更なる約束の対象となる政策の範囲	農業協定 9 条 1 項に掲げられた輸出補助金	(各国提案を列挙)
基準となる水準	対象数量及び財政支出の双方についての基準となる水準は、加盟国の譲許表に示されている最終譲許水準	(同上)
更なる約束の方式 / 対象、実施期間、段取り		(同上)

輸出信用、輸出信用保険及び輸出信用保証

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
一般的アプローチ	輸出信用、輸出信用保険及び輸出信用保証について規律を確立	(各国提案を列挙)
対象となる措置	公的に支援されている輸出信用、輸出信用保証及び輸出信用保険プログラムのすべてが、規律の対象	(同上)
供与又は支援可能な最大限 / 最小限の条件		(同上)
一般	商業的条件を、輸出信用、輸出信用保険及び輸出信用保証に関する施策に適用される最大限又は最小限の条件の主要なベンチマークとする	(同上)
透明性 / 通報要件	輸出信用、輸出信用保険及び輸出信用保証は通報を要件とする	(同上)

食料援助

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
一般的アプローチ / 対象となる食料援助のタイプ	本分野におけるWTO規律の目的は、政府間の援助（食料援助プログラム）の視点を対象とすることにより、輸出補助金約束の迂回を防止すること。ただし、緊急事態及びプロジェクト食料援助に関するルール及び約束は、関連する国際機関の責任	（各国提案を列挙）
譲許性		（同上）
特定の規律		（同上）
透明性 / 通報要件	全ての食料援助を農業委員会に通報	（同上）
S & D		（同上）

輸出国貿易企業

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
特定の規律		（各国提案を列挙）
透明性 / 通報要件	輸出国貿易企業が、輸出国貿易企業に適用される規律との整合的であるかどうかを他の加盟国が評価できるよう、通報要件を定めること	（同上）
S & D		（同上）

輸出制限

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
輸出制限： 特定の規律		(各国提案を列挙)
輸出税： 特定の規律		(同上)
S & D		(同上)

緑の政策 (Green Box)

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
一般的規律 (パラグラフ 1)	附属書二のパラグラフ 1 による基本的 基準の維持	(各国提案を列挙)
削減約束から除外される措置		(同上)
新たなパラグラフの追加		(同上)
その他の規律		(同上)
S & D		(同上)

青の政策

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
概念 / その他の規律		(各国提案を列挙)
基準		(同上)
透明性 / 通報要件		(同上)
S & D		(同上)

黄色の政策 (Amber Box)

項目	作業仮説	選択肢 / 追加的事項
基準となる水準	削減の基準となる水準は、加盟国の譲許表第4部第1節による最終的な譲許水準	(各国提案を列挙)
AMS / EMSの計算方式		(同上)
更なる約束の特定性 / 削減方法 / 更なる約束の目標 / 実施期間 / 段取り		(同上)
デミニミス条項		(同上)
その他の規律		(同上)